

改正案	現行
整理番号 No.2-001 令和 7 年 9 月 26 日 一部改正（国空安政第 1368 号、国空機第 364 号） 令和 年 月 日 一部改正（国空安政第 号、国空機第 号） サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 航空機安全課長 件名：事業場認定に関する一般方針	整理番号 No.2-001 令和 7 年 9 月 26 日 一部改正（国空安政第 1368 号、国空機第 364 号） サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 航空機安全課長 件名：事業場認定に関する一般方針
第 II 部 航空機／装備品等設計検査認定	第 II 部 航空機／装備品等設計検査認定
目 次	目 次
（中略）	（中略）
4. 確認主任者の確認の方法 4-1 確認の方法 4-1-1 検査の確認の方法（規則第 39 条） 4-1-2 法第 10 条第 4 項の基準に適合することの確認の方法（規則第 40 条） 4-1-3 装備品等の修理又は改造工程の一部分の作業のみを受託した場合における 確認の方法 4-2 確認主任者の確認の手法 4-3 基準適合証等 4-4 電磁的方法による確認又は交付	4. 確認主任者の確認の方法 4-1 確認の方法 4-1-1 検査の確認の方法（規則第 39 条） 4-1-2 法第 10 条第 4 項の基準に適合することの確認の方法（規則第 40 条） 4-1-3 装備品等の修理又は改造工程の一部分の作業のみを受託した場合における 確認の方法 4-2 確認主任者の確認の手法 4-3 基準適合証等 4-4 電磁的方法による確認又は公布

4-5 飛行試験の取扱い	4-5 飛行試験の取扱い																																				
4-6 技術通報の基準適合性の確認	(新設)																																				
(中略)	(中略)																																				
4. 確認主任者の確認の方法	4. 確認主任者の確認の方法																																				
4-1 確認の方法	4-1 確認の方法																																				
4-1-1 検査の確認の方法（規則第 39 条）	4-1-1 検査の確認の方法（規則第 39 条）																																				
(2) 確認主任者は、検査の内容に応じ以下の表に定める事項を確認し、各書類に必要事項を記載し署名又は記名押印することにより検査の確認を行う。それぞれの記載要領についてはサーキュラーNo.1-003、No.1-004及びその関連のサーキュラーを参照のこと。	(2) 確認主任者は、検査の内容に応じ以下の表に定める事項を確認し、各書類に必要事項を記載し署名又は記名押印することにより検査の確認を行う。それぞれの記載要領についてはサーキュラーNo.1-003、No.1-004 及びその関連のサーキュラーを参照のこと。																																				
<table><tr><td>検査の内容</td><td>確認事項</td><td>書類</td></tr><tr><td>図面・設計書の検査</td><td>航空機又は装備品等が所要の基準に適合することを当該図面・設計書が示していることの確認。</td><td>適合性判定書</td></tr><tr><td>試験方案の検査</td><td>試験方案の内容が試験の目的になっていることの確認。</td><td>適合性判定書</td></tr><tr><td>試験供試体の検査</td><td>試験供試体が設計書類どおりに製作されたことの確認。</td><td>適合検査記録書</td></tr><tr><td>試験セットアップの検査</td><td>試験セットアップが試験方案どおりに行われたことの確認。</td><td>適合検査記録書</td></tr><tr><td>試験の立会</td><td>試験方案どおりに試験を実施していることの立会による確認。試験</td><td>適合検査記録書</td></tr></table>	検査の内容	確認事項	書類	図面・設計書の検査	航空機又は装備品等が所要の基準に適合することを当該図面・設計書が示していることの確認。	適合性判定書	試験方案の検査	試験方案の内容が試験の目的になっていることの確認。	適合性判定書	試験供試体の検査	試験供試体が設計書類どおりに製作されたことの確認。	適合検査記録書	試験セットアップの検査	試験セットアップが試験方案どおりに行われたことの確認。	適合検査記録書	試験の立会	試験方案どおりに試験を実施していることの立会による確認。試験	適合検査記録書	<table><tr><td>検査の内容</td><td>確認事項</td><td>書類</td></tr><tr><td>図面・設計書の検査</td><td>航空機又は装備品等が所要の基準に適合することを当該図面・設計書が示していることの確認。</td><td>適合性判定書</td></tr><tr><td>試験方案の検査</td><td>試験方案の内容が試験の目的になっていることの確認。</td><td>適合性判定書</td></tr><tr><td>試験供試体の検査</td><td>試験供試体が設計書類どおりに製作されたことの確認。</td><td>適合検査記録書</td></tr><tr><td>試験セットアップの検査</td><td>試験セットアップが試験方案どおりに行われたことの確認。</td><td>適合検査記録書</td></tr><tr><td>試験の立会</td><td>試験方案どおりに試験を実施していることの立会による確認。試験</td><td>適合検査記録書</td></tr></table>	検査の内容	確認事項	書類	図面・設計書の検査	航空機又は装備品等が所要の基準に適合することを当該図面・設計書が示していることの確認。	適合性判定書	試験方案の検査	試験方案の内容が試験の目的になっていることの確認。	適合性判定書	試験供試体の検査	試験供試体が設計書類どおりに製作されたことの確認。	適合検査記録書	試験セットアップの検査	試験セットアップが試験方案どおりに行われたことの確認。	適合検査記録書	試験の立会	試験方案どおりに試験を実施していることの立会による確認。試験	適合検査記録書
検査の内容	確認事項	書類																																			
図面・設計書の検査	航空機又は装備品等が所要の基準に適合することを当該図面・設計書が示していることの確認。	適合性判定書																																			
試験方案の検査	試験方案の内容が試験の目的になっていることの確認。	適合性判定書																																			
試験供試体の検査	試験供試体が設計書類どおりに製作されたことの確認。	適合検査記録書																																			
試験セットアップの検査	試験セットアップが試験方案どおりに行われたことの確認。	適合検査記録書																																			
試験の立会	試験方案どおりに試験を実施していることの立会による確認。試験	適合検査記録書																																			
検査の内容	確認事項	書類																																			
図面・設計書の検査	航空機又は装備品等が所要の基準に適合することを当該図面・設計書が示していることの確認。	適合性判定書																																			
試験方案の検査	試験方案の内容が試験の目的になっていることの確認。	適合性判定書																																			
試験供試体の検査	試験供試体が設計書類どおりに製作されたことの確認。	適合検査記録書																																			
試験セットアップの検査	試験セットアップが試験方案どおりに行われたことの確認。	適合検査記録書																																			
試験の立会	試験方案どおりに試験を実施していることの立会による確認。試験	適合検査記録書																																			

	の結果及び試験中に発生した事象が正確に記録されたことの確認。				の結果及び試験中に発生した事象が正確に記録されたことの確認。		
試験報告書の検査	航空機又は装備品等が所要の基準に適合することを当該試験報告書が示していることの確認。	適合性判定書		試験報告書の検査	航空機又は装備品等が所要の基準に適合することを当該試験報告書が示していることの確認。	適合性判定書	
技術通報の適合性の確認	技術通報に記載された措置及び当該措置の妥当性を示す図面、設計書、解析資料、試験資料、試験報告書、点検・交換手順その他の根拠資料が、当該技術通報の目的に照らして適切であり、かつ、所要の基準への適合性を判断するために十分な内容を有していることの確認。	適合性判定書					
(3) 設計書類（試験方案、試験報告書、技術通報及び技術通報に係る根拠資料等を含む。）の検査・確認を実施する確認主任者は自らが実施する検査・確認の対象となる設計を担当した者（作成者）であってはならない。ただし、同一組織に所属してもよい。				(3) 設計書類（試験方案及び試験報告書等も含む）の検査・確認を実施する確認主任者は自らが実施する検査・確認の対象となる設計を担当した者（作成者）であってはならない。ただし、同一組織に所属してもよい。			
(中略)				(中略)			
4-6 技術通報の基準適合性の確認				(新設)			
技術通報の基準適合性の確認を行う場合の一般的指針は次のとおりとする。また、業務規程に本項及び 5-2-2 (8)に掲げる事項を記載した上で国の認可を受けなければならない。				(新設)			
4-6-1 確認できる技術通報の対象 認定事業場が基準適合性を確認できる技術通報については、サーキュラーNo.1-				(新設)			

013「技術通報（SB等）の承認について」による。	
4-6-2 耐空性改善通報発行要否の確認 認定事業場が基準適合性の確認を行おうとする技術通報について、耐空性改善通報の発行要否に係る航空局の判断を求めるべく、事案毎に、技術通報の概要、不具合の内容、影響評価その他航空局が必要と認める資料を航空局に提出しなければならない。	（新設）
4-6-3 基準適合性の確認を行う者 技術通報に記載された措置が、対象となる航空機又は装備品等について法第10条第4項の基準への適合を維持するために適切であることを確認することを踏まえ、確認主任者が行わなければならない。	（新設）
4-6-4 記録管理 技術通報の基準適合性の確認に関する確認記録を作成し、保存しなければならない。	（新設）
4-6-5 航空局への提示又は提出 航空局は、必要があると認める場合には、認定事業場に対し、技術通報に記載された措置に係る確認の記録その他必要な資料の提示又は提出を求めることができる。認定事業場は、航空局から当該資料の提示又は提出を求められた場合には、遅滞なく対応しなければならない。	（新設）
4-6-6 確認後の変更 認定事業場は、確認を行った技術通報の内容が変更された場合、変更後の内容も4-6-1に該当することを確認し、改めて確認主任者による確認を行わなければならない。変更後の技術通報の区分が指令事項（Mandatory）に該当する場合には、航空局による承認が必要になる。	（新設）
（中略）	（中略）
5-2 業務規程の構成 5-2-1 業務規程の内容	5-2 業務規程の構成 5-2-1 業務規程の内容

業務規程の内容は、法第 20 条第 3 項、規則第 36 条第 1 項及び第 37 条の規定により、次の事項が記載されていなければならない。また、当該業務規程のみで、認定に係る技術上の基準への適合性が判るものでなければならない。（本サーキュラーに記載される「基準」の丸写しとならないようにすること。） (6) その他業務の実施に関し必要な事項※（規則第 36 条第 1 項第 6 号に係る事項）	業務規程の内容は、法第 20 条第 3 項、規則第 36 条第 1 項及び第 37 条の規定により、次の事項が記載されていなければならない。また、当該業務規程のみで、認定に係る技術上の基準への適合性が判るものでなければならない。（本サーキュラーに記載される「基準」の丸写しとならないようにすること。） (6) その他業務の実施に関し必要な事項※（規則第 36 条第 1 項第 6 号に係る事項）
5-2-2 その他業務の実施に関し必要な事項の例	5-2-2 その他業務の実施に関し必要な事項の例
(8) 技術通報の基準適合性の確認（適用のある場合に限る。） 以下の事項について記載すること。 (a) 4-6-1 に掲げる認定事業場が基準適合性を確認できる技術通報であることを確認する手順 (b) 耐空性改善通報の発行要否に係る確認手順 (c) 技術通報に記載された措置が、対象となる航空機又は装備品等について法第 10 条第 4 項の基準への適合を維持するために適切であることを確認する手順 (d) 本確認に係る確認主任者の資格、権限及び責任、確認の方法 (e) 確認に用いる図面、設計書、解析資料、試験資料、点検・交換手順その他の根拠資料の管理方法 (f) 確認記録の作成及び保存の方法。なお、確認に関する記録には少なくとも次に掲げる事項を含めること。 a. 技術通報番号及び名称 b. 対象となる航空機の型式、装備品等の型式・仕様、適用範囲その他対象を特定する事項 c. 認定事業場による確認の対象と判断した根拠 d. 確認に用いる図面、設計書、解析資料、試験資料、点検・交換手順その他の根拠資料	(新設)

e. 技術通報に記載された措置が、法第 10 条第 4 項の基準への適合を維持するために適切であることの確認結果 f. 確認年月日及び発行年月日 g. 確認を行った者（確認主任者の署名又は記名押印） (g) 航空局への資料の提示又は提出に関する手順 (h) 確認後に技術通報の内容を変更する場合の取扱い (i) その他必要な事項									
(中略)			(中略)						
第Ⅲ部 航空機/装備品等製造検査認定			第Ⅲ部 航空機/装備品等製造検査認定						
目次			目次						
(中略)			(中略)						
3. 認定の基準 3-1 認定の基準 (1)～(3) (略) (4) 確認主任者の基準（規則第32条第4号） 選任基準は、航空法規及び品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であって以下に規定する資格及び経験等を有するもの、又は国土交通大臣がこれと同等と認めた者でなければならない。 ○航空機製造検査認定 <table><tr><td>確認の区分</td><td>資格</td><td>認定業務の経験</td></tr></table>			確認の区分	資格	認定業務の経験	3. 認定の基準 3-1 認定の基準 (1)～(3) (略) (4) 確認主任者の基準（規則第32条第4号） 選任基準は、航空法規及び品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であって以下に規定する資格及び経験等を有するもの、又は国土交通大臣がこれと同等と認めた者でなければならない。 ○航空機製造検査認定 <table><tr><td>確認の区分</td><td>資格</td><td>認定業務の経験</td></tr></table>	確認の区分	資格	認定業務の経験
確認の区分	資格	認定業務の経験							
確認の区分	資格	認定業務の経験							

法第10条 第6項第 1号又は 法第16条 第2項第 2号の確 認	航空又は機械に関する学 科の ・大学卒業生（短期大学を 除く。） ・短期大学又は高等専門 学校卒業生 ・専門職大学の前期課程 修了者	3年以上 5年以上 5年以上		法第10 条第6項 第1号又 は法第16 条第2項 第2号の 確認	航空又は機械に関する学科 の ・大学卒業生（短期大学を 除く。） ・短期大学又は高等専門学 校卒業生 ・専門職大学の前期課程修 了者	3年以上 5年以上 5年以上	
法第16条 第2項第 2号の確 認	工学に関する学科の ・大学卒業生 ・短期大学卒業生 ・高等専門学校卒業生 ・専門職大学の前期課程 修了者	発動機、 プロペラ APU、 着陸装置	3年以上	法第16 条第2項 第2号の 確認	工学に関する学科の ・大学卒業生 ・短期大学卒業生 ・高等専門学校卒業生 ・専門職大学の前期課程修 了者	発動機、 プロペラ APU、 着陸装置	3年以上
法第16条 第2項第 2号の確 認	・専修学校卒業生（学校教育 法第125条の2第1 項の規定による特定専 門課程（学校教育法の一 部を改正する法律（令和 6年法律第50号）によ る改正前の学校教育法 第132条の規定による 専門課程を含む。以下同 じ。）に限る。） ・高等学校卒業生	上記以外の 装備品等	2年以上	法第16 条第2項 第2号の 確認	・専修学校卒業生（学校教育 法第132条の規定による 専門課程に限る。） ・高等学校卒業生	上記以外 の装備品 等	2年以上

○装備品等製造検査認定

規則第 32 条第 4 号の表の中欄の「国土交通大臣が定める装備品等の種類」及び「国土交通大臣が定める期間」も含めて次の表のとおりである。

資格	認定業務の経験	
	装備品等の種類	年数
工学に関する学科の ・大学卒業 ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門職大学の前期課程修了者 ・専修学校卒業（学校教育法第 125 条の 2 第 1 項の規定による特定専門課程に限る。） ・高等学校卒業	発動機、 プロペラ、 APU、着陸装置	3 年以上
	上記以外の装備品等	2 年以上

(a)～(e) (略)

(f) (略)

○航空機製造検査認定

確認の区分	資格	認定業務の経験
法第 10 条第 6 項第 1 号又は法第 16 条第	航空又は機械に関する学科の ・専修学校の専門課程の修了者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号に該当する者に限る。）	3 年以上

○装備品等製造検査認定

規則第 32 条第 4 号の表の中欄の「国土交通大臣が定める装備品等の種類」及び「国土交通大臣が定める期間」も含めて次の表のとおりである。

資格	認定業務の経験	
	装備品等の種類	年数
工学に関する学科の ・大学卒業 ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門職大学の前期課程修了者 ・専修学校卒業（学校教育法第 132 条の規定による専門課程に限る。） ・高等学校卒業	発動機、 プロペラ、 APU、着陸装置	3 年以上
	上記以外の装備品等	2 年以上

(a)～(e) (略)

(f) (略)

○航空機製造検査認定

確認の区分	資格	認定業務の経験
法第 10 条第 6 項第 1 号又は法第 16 条第 2 項第	航空又は機械に関する学科の ・専修学校の専門課程の修了者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号に該当する者に限る。） ・大学（短期大学を除く。）と	3 年以上 3 年以上

2 項第 2 号の確認	・ 大学（短期大学を除く。）と同程度の外国の学校卒業生 ・ 防衛大学校卒業生 ・ 専修学校卒業生（学校教育法第 125 条の 2 第 1 項の規定による特定専門課程に限る。） ・ 短期大学又は高等専門学校と同程度の外国の学校卒業生 工学に関する学科（航空及び機械に関するものを除く。）の ・ 大学卒業生（短期大学を除く。） ・ 専修学校の専門課程の修了者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号に該当する者に限る。） ・ 大学（短期大学を除く。）と同程度の外国の学校卒業生 ・ 防衛大学校卒業生 ・ 短期大学又は高等専門学校卒業生 ・ 専門職大学の前期課程修了者 ・ 専修学校卒業生（学校教育法第 125 条の 2 第 1 項の規定による特定専門課程に限る。）	3 年以上 3 年以上 5 年以上 5 年以上 5 年以上 5 年以上 5 年以上 5 年以上 7 年以上 7 年以上 7 年以上		2 号の確認	同程度の外国の学校卒業生 ・ 防衛大学校卒業生 ・ 専修学校の専門課程の修了者（学校教育法第 132 条に該当する者に限る。） ・ 短期大学又は高等専門学校と同程度の外国の学校卒業生 工学に関する学科（航空及び機械に関するものを除く。）の ・ 大学卒業生（短期大学を除く。） ・ 専修学校の専門課程の修了者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号に該当する者に限る。） ・ 大学（短期大学を除く。）と同程度の外国の学校卒業生 ・ 防衛大学校卒業生 ・ 短期大学又は高等専門学校卒業生 ・ 専門職大学の前期課程修了者 ・ 専修学校の専門課程の修了者	3 年以上 5 年以上 5 年以上 5 年以上 5 年以上 5 年以上 5 年以上 7 年以上 7 年以上 7 年以上	
-------------	---	---	--	--------	---	--	--

	・短期大学又は高等専門学校と同程度の外国の学校卒業者				(学校教育法第 132 条に該当する者に限る。)				
法第 16 条第 2 項第 2 号の確認	工学に関する学科以外の大学(短期大学を除く。)の卒業者(理学等に関する学科であって、認定業務に関連すると認められるものに限る。) 工学に関する学科の ・大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校と同程度の外国の学校卒業者 ・防衛大学校卒業者	発動機、プロペラ、APU、着陸装置の場合	3 年以上		法第 16 条第 2 項第 2 号の確認	工学に関する学科以外の大学(短期大学を除く。)の卒業者(理学等に関する学科であって、認定業務に関連すると認められるものに限る。) 工学に関する学科の ・大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校と同程度の外国の学校卒業者 ・防衛大学校卒業者	発動機、プロペラ、APU、着陸装置の場合		3 年以上
		上記以外の装備品等	2 年以上				上記以外の装備品等		2 年以上
(中略)				(中略)					
(b) (a)項の確認を行った場合は、日本の国籍を有していない航空機を除き、記録として航空機搭載用航空日誌(滑空機にあつては滑空機用航空日誌)に次に掲げる事項を記入し、確認主任者の署名又は記名押印を行う。 「航空機搭載用航空日誌への記入要領」 ①確認年月日 ②「この航空機について、法第10条第6項第1号の規定により確認を行った。」				(b) (a)項の確認を行った場合は、記録として航空機搭載用航空日誌(滑空機にあつては滑空機用航空日誌)に次に掲げる事項を記入し、確認主任者の署名又は記名押印を行う。 「航空機搭載用航空日誌への記入要領」 ①確認年月日 ②「この航空機について、法第10条第6項第1号の規定により確認を行った。」					

③(a)項の確認を行った認定事業場名及び認定番号 ④確認主任者の署名、又は、記名押印 (2) (略) 4-4業務規程の構成と作成要領 (略) 4-5 飛行試験の取扱い 認定業務の一環として実施する飛行試験については、法第 11 条第 1 項ただし書の飛行許可を取得する必要がある。(手続きについては別に定める。) なお、飛行試験における操縦士は必ずしも認定事業場の人員である必要はないが、その操縦士が当該飛行試験を行うのに十分な能力を有していること及び当該飛行試験を適切に実施することについて確認し、保証する責任は認定事業場自らが担うものとする。	③(a)項の確認を行った認定事業場名及び認定番号 ④確認主任者の署名、又は、記名押印 (2) (略) 4-4業務規程の構成と作成要領 (略) 4-5 飛行試験の取扱い 適用外										
第Ⅳ部 航空機整備改造認定／装備品等修理改造認定	第Ⅳ部 航空機整備改造認定／装備品等修理改造認定										
目次	目次										
(中略)	(中略)										
3.認定の基準 3-1 認定の基準 (1)～(3) (略) (4) 確認主任者の基準（規則第 32 条第 4 号） (略) ○航空機整備改造認定 (略) ○装備品等修理改造認定 規則第 32 条第 4 号の表の中欄の「国土交通大臣が定める装備品等の種類」及び「国土交通大臣が定める期間」も含めて次の表のとおりである。 <table><tr><td rowspan="2">資格</td><td colspan="2">認定業務の経験</td></tr><tr><td>装備品等の種類</td><td>年数</td></tr></table>	資格	認定業務の経験		装備品等の種類	年数	3.認定の基準 3-1 認定の基準 (1)～(3) (略) (4) 確認主任者の基準（規則第 32 条第 4 号） (略) ○航空機整備改造認定 (略) ○装備品等修理改造認定 規則第 32 条第 4 号の表の中欄の「国土交通大臣が定める装備品等の種類」及び「国土交通大臣が定める期間」も含めて次の表のとおりである。 <table><tr><td rowspan="2">資格</td><td colspan="2">認定業務の経験</td></tr><tr><td>装備品等の種類</td><td>年数</td></tr></table>	資格	認定業務の経験		装備品等の種類	年数
資格		認定業務の経験									
	装備品等の種類	年数									
資格	認定業務の経験										
	装備品等の種類	年数									

・認定業務に対応した航空 工場整備士 工学に関する学科の ・大学卒業者 ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門職大学の前期課程修 了者 ・専修学校卒業者（学校教 育法第 125 条の 2 第 1 項の規定による特定専 門課程に限る。） ・高等学校卒業者	発動機、 プロペラ、 APU、着陸装 置	3 年以上		・認定業務に対応した航空 工場整備士 工学に関する学科の ・大学卒業者 ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門職大学の前期課程修 了者 ・専修学校卒業者（学校教 育法第 132 条の規定に よる専門課程に限る。） ・高等学校卒業者	発動機、 プロペラ、 APU、着陸装 置	3 年以上			
	上記以外の装備 品等	2 年以上			上記以外の装備 品等	2 年以上			
(中略)				(中略)					
附則（令和 年 月 日） 1. 本サーキュラーは、令和 年 月 日から適用する。									
本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。 (1) 第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅵ部関係 国土交通省航空局安全部航空機安全課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 Tel 03-5253-8735 (2) 第Ⅰ部、第Ⅳ部、第Ⅴ部、第Ⅵ部関係 国土交通省航空局安全部安全政策課航空機検査官 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3				本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。 (1) 第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅵ部関係 国土交通省航空局安全部航空機安全課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 Tel 03-5253-8735 (2) 第Ⅰ部、第Ⅳ部、第Ⅴ部、第Ⅵ部関係 国土交通省航空局安全部安全政策課航空機検査官 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3					

Tel 03-5253-8737	Tel 03-5253-8737
------------------	------------------